

桜井市監査委員公表第 3 号

令和 7 年度定期監査（第一次）結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項により別紙のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 25 日

桜井市監査委員	今 西 秀 仁
同	札 辻 輝 巳

監査結果報告

1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

3. 監査の対象及び期間

監 査 内 容	令和7年5月1日現在の監査資料による
監 査 期 間	令和7年5月1日から令和7年6月10日まで
対 象 部 課	市長公室 人事課 市民生活部 市民課 人権施策課 こども家庭部 こども政策課 こども支援課 保育教育課 第2保育所 第3保育所

4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めているか等を主眼として監査を実施しました。

＊以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人事配置について	・ 事業運営上不合理な点は無いか ・ 職員の勤務状況は適正か
② 予算の執行状況、 収納事務、支出事務について	・ 会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・ 調定の時期及び手続は適正か ・ 支出負担行為は法令等に違反していないか ・ 支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・ 旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数が関係記録と合致しているか
③ 契約事務(委託・工事)について	・ 適正な方法により契約を行っているか ・ 随意契約理由は適正か ・ 契約の履行確認は適正に行われているか
④ 負担金、補助金の 執行について	・ 支出対象、支出金額は適正か ・ 補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか
⑤ 公の施設の管理について	・ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・ 協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・ 管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥ 財産の管理について	・ 備品台帳に登録されているか ・ 物品は正しく管理され整理されているか
⑦ 公金等の保管状況について	・ 収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か ・ 郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差引簿と合致しているか

5. 監査の実施内容

本年度の監査計画に基づき、監査対象部署から提出された関係書類及び諸帳簿を照合したうえで、監査当日は、担当職員から事務の執行状況等について聴取し、主要な事業及びその予算の執行状況並びに、委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理が適正かつ効率的に行われているかということに主眼を置いて監査を実施しました。

6. 監査の結果

事務の執行状況等に関しては、監査を実施した範囲において、概ね、関係法令等に基づき適正且つ効率的に処理されていると認められましたが、改善・検討を要する事項が一部見受けられましたので、担当部署の所属長及び職員に対し、所見を申し述べるとともに指導を行いました。

今回指摘した事項について十分留意していただくとともに、より一層、慎重かつ丁寧に事務を執行されることを望みます。

改善・検討を要する事項は、次のとおりです。

(1) 委託・修繕契約事務について

ア. 各種行事の運営や事業等の委託については、事業内容や委託目的を明確にし、事業報告書等により事業効果を精査することで、委託料の適正執行に努められたい。

(各課共通事項)

イ. 修繕・工事について、その大半が緊急での随意契約であり、かつ、一定の業者に業務の発注が集中しているように見受けられる。修繕等の業務の発注に際しては、随意契約によることが可能かつ適切な案件であるか否かを十分に精査し、かつ、業者の選定は入札を基本とすることにも留意して、公務の透明性と信頼性を害することのないよう、くれぐれも慎重に対処していただきたい。

(保育教育課)

ウ. 支出負担行為・支出命令書等の伝票処理について、完了後に日を遡って纏めて処理するのではなく、業者から見積書・請求書を徴した時点での起票を心掛けていただきたい。

(保育教育課)

(2) その他

ア. 住宅新築資金等の貸付金について、死亡、破産、相続放棄等により自主納付が期待出来ない場合は、補助金の対象になる機会を逃さずに回収手続きを執行してもらいたい。

(人権施策課)

イ. 結婚新生活支援補助金について、交付要件が守られなかった場合の対応基準を明確にされたい。

(こども政策課)

ウ. 防犯対策について、できるだけ早急な防犯カメラの増設が望ましい。

(保育教育課・各保育所)

エ. 認定こども園について、令和 11 年 3 月開園予定の第 1 園に続き、今後、第 2 園・第 3 園の開園も予定されているが、施設の立地条件や規模について十分に精査し、計画を進めていただきたい

(こども政策課)

オ. 建物が老朽化して危険な場所があるように思われる。予算にも限りはあると思うが、子ども達や働く職員の安心と安全を確保するために、必要な修繕等を実施していただきたい。

(保育教育課・各保育所)

カ. ハラスメント研修に関しては、できれば毎年実施することが望ましい。

(人事課)

キ. 旅行命令簿の記載誤りや記載漏れ、また、旅費の支払忘れ等が多数見受けられたので、注意されたい。

(各課共通事項)